平成２２年（フ）第１３８号
広島県三原市本郷北２－８－１－205　市営河崎住宅、住民票上の住所広島県三原市本郷南１丁目８番17号
債務者　長原　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　破産債権の届出期間　平成22年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
埼玉県坂戸市西坂戸５丁目13番22号
債務者　宮本　　洋
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５４号
大津市坂本６丁目32番７号、前住所千葉県浦安市東野２丁目20番15号
債務者　大宮工務店こと　大宮　勝信
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９１号
神戸市北区上津台３丁目２番10号
債務者　大成土木こと　藤原　　進
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６６号
兵庫県加古郡播磨町南大中３丁目９番13号
債務者　八木　拓郎
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３７号
山形市江俣３丁目９番13号
債務者　渡辺　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３９号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目309番地の６さくらコーポ101
債務者　田邉　人一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９７号
滋賀県守山市石田町910番地16
債務者　飯干　安弘
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
滋賀県大津市平津１丁目13番12号
債務者　甲斐左官工業こと　甲斐　鉄夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０４号
大津市北大路３丁目25番32―101号、前住所大津市唐橋町７番38―413号
債務者　能勢　輝武
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　真治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
群馬県太田市新田上田中町677番地11
債務者　川田　幸子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６５０号
名古屋市守山区川宮町415番地
債務者　立松　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７４号
京都府宇治市木幡正中51番地の22
債務者　寺下　伸之
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１０号
岩手県一関市大東町沖田字本宿14番地１
債務者　中澤　敏夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１２４号
岩手県西磐井郡平泉町長島字中村45番地
債務者　石川　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３３１号
山形県寒河江市大字西根字石川下123番地の２
債務者　須藤奈穂美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５９号
岡山県倉敷市茶屋町329番地８
債務者　藤原　弘志
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係